

八王子市宅地開発指導要綱に関する考え方

【八王子市宅地開発指導要綱より抜粋】

第15条（公益施設）

（3）その他公益施設

ウ 事業者は、事業の規模が宅地100区画以上の規模の事業を行う場合は、集会施設について、事前に市長と協議すること。

〇市は「地域力・市民力」の向上のために、町会・自治会などのコミュニティ活動を支援しており、コミュニティ活動を行う上で集会施設は必要であるとの考えから、事業者には集会施設用地を確保するように協力を要請しています。

なお、集会施設用地面積については、次の表のとおりです。

区画数別集会施設用地基準表

開発規模	集会施設用地
100区画～200区画未満	1か所 200㎡以上
200区画～300区画未満	1か所 300㎡以上
300区画～400区画未満	1か所 400㎡以上
400区画～500区画未満	1か所 500㎡以上
500区画以上	別途協議

※ 詳細な内容は別途協議してください。